

気球登録制度

第1章 目的

(目的)

第1条 この制度は、日本国内で飛行を行う気球を一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）に登録することで、日本国内の気球の把握を目的とする。

第2章 概要

(登録の要件)

第2条 連盟会員が登録を希望する有人自由気球。

2 管理責任者は連盟会員であること。

(概要)

第3条 連盟は本制度の定めるところにより気球登録原簿に気球の登録を行う。

第3章 登録

(気球登録)

第4条 連盟は会員の申請により登録番号を定め、以下に掲げる事項を気球登録原簿に記載する。

- (1) 登録番号
- (2) 製造者名
- (3) 型式
- (4) 製造番号
- (5) 製造日
- (6) 体積
- (7) 重量
- (8) 名称
- (9) 色彩、ロゴ
- (10) 写真
- (11) 所有者名
- (12) 所有者住所
- (13) 管理責任者
- (14) 管理責任者会員番号
- (15) 登録日

(変更登録)

第5条 管理責任者は、第4条(8)～(12)に掲げる事項に変更があった場合は、変更登録の申請を行わなければならない。

(抹消登録)

第6条 管理責任者は、以下に掲げる場合には抹消登録を行わなければならない。

- (1) 登録気球が滅失したとき。
 - (2) 2ヶ月以上不明のとき。
- 2 管理責任者が連盟会員資格を喪失したときは、連盟は気球の登録を抹消する。

(気球登録証明書)

第7条 連盟は管理責任者に対して気球登録証明書を発行する。

(登録番号の表示)

第 8 条 登録番号を発行された管理責任者は当該気球の球皮上に登録番号を表示しなければならない。

第 4 章 登録申請

(新規登録申請)

第 9 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 気球登録申請書（新規・変更・抹消・再登録・再発行）。
- (2) 新規登録料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 登録番号が確認できる気球全体が写った写真 1 枚

2 新規登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 気球新規登録料 10,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

(変更登録申請)

第 10 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 気球登録申請書（新規・変更・抹消・再登録・再発行）。
- (2) 変更登録料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 気球の外観に変更があった場合は、登録番号が確認できる気球全体が写った写真 1 枚

2 変更登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 気球変更登録料 4,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

(抹消登録申請)

第 11 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 気球登録申請書（新規・変更・抹消・再登録・再発行）。

2 抹消登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 気球抹消登録料 無料

(再登録申請)

第 12 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 気球登録申請書（新規・変更・抹消・再登録・再発行）。
- (2) 再登録料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 気球の外観に変更があった場合は、登録番号が確認できる気球全体が写った写真 1 枚

2 再登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 気球再登録料 6,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

第 5 章 気球登録証明書の再発行

(再発行申請)

第 13 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 気球登録申請書（新規・変更・抹消・再登録・再発行）。
- (2) 気球登録証明書再発行手数料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）

2 再発行申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 気球登録証明書再発行手数料 2,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

JBF-2019

附則 平成 30 年（2018 年）7 月 22 日「機体登録制度」より名称変更、制定
この制度は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日より施行する。